

カルテ開示について

○診療記録（カルテ）開示手続きについて

中村内科医院では、患者様のプライバシーを守る法律、及び診療録の保存に関する法律の許容する範囲で診療記録（カルテ等）を開示いたします。

1. カルテ開示ができる方

原則として患者さん本人に限ります。ただし、患者さんが死亡されている場合や、その他やむをえない事由により本人が申請できない場合は代理人による申請が可能です。

<代理人>

- ・患者さんに法定代理人がある場合は、法定代理人
- ・患者さん本人から委任された親族（三親等以内の親族等）
- ・成年後見人
- ・患者さんが亡くなられている場合は、遺族（法定相続人）

※診療上等の理由により開示できない場合がございますのでご了承ください。非開示の場合は当院よりご連絡いたします。

2. 申請方法

来院による申請手続き（水・土：午後休診／日・祝：終日休診）

※来院が困難な場合は、郵送にてお受けいたしますが、事前に申請者よりお電話にてご連絡ください。

3. 申請時に必要なもの

申請者	申請に必要なもの
患者本人	公的な身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
本人以外の場合（親族）	(1) 申請者の公的な身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど） (2) 患者さんとの関係が分かる公的な書類 ・患者生存時：住民票、戸籍謄本、保険証 ・患者死亡時：患者の名前で取得した戸籍謄本 (3) 委任状等 ※任意書式で可 委任状が作成できない場合（寝たきり、認知症等で意思確認ができない場合を含む）：診断書
成年後見人等の法定代理人	(1) 法定代理人を示す書類 (2) 法定代理人の公的な身分証明書
弁護士事務所・保険会社	(1) 依頼文 (2) 代理人の公的な身分証明書 (3) 患者からの委任状（3か月以内に取得した原本） ※任意書式で可

4. 開示に関する費用（税込）

- 開示手数料 3,300 円
- コピー代 33 円／1 枚
- 医師面談 5,500 円